（別添）

導入促進基本計画に適合することを確認するための補足資料

住所又は所在地

事業者名

代表者職・氏名

１　中小企業者に関する補足事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (1)①資本金の額若しくは出資金の額が１億円以下の法人、②資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、③常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人事業主、①②③のいずれかに該当するか。※該当するものに☑をする。以下、選択形式の質問について同様とする。 | □該当する（＝大企業でない） | □該当しない（＝大企業である） |
| (2)「発行済株式又は出資」の「総数又は総額」の１／２以上を同一の大企業が所有している法人か。 | □所有している（＝大企業の子会社） | □所有していない、又は個人事業主である（＝大企業の子会社でない） |
| (3)「発行済株式又は出資」の「総数又は総額」の２／３以上を大企業が所有している法人か。 | □所有している（＝大企業の子会社） | □所有していない、又は個人事業主である（＝大企業の子会社でない） |
| (4) (1)が「該当する」、かつ(2)(3)が「所有していない、又は個人事業主である」に該当する中小企業者（大企業でなく、大企業の子会社でない）であるか。 | □ある（＝固定資産税の特例の対象） | □ない（＝固定資産税の特例の対象外） |

※「大企業」とは、資本金の額若しくは出資金の額が１億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。

２　先端設備等の種類に関する補足事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (1)先端設備等に太陽光発電設備が含まれるか。 | □含まれる | □含まれない |
| (2)(1)で「含まれる」に該当する場合、先端設備等導入計画４（３）の「番号」、「設備名／型式」を記載してください。設備目的は「自家消費・全量売電」、設置場所は「建物屋上・土地自立」から該当するものを記載してください。 | 番号 | 設備名／型式 | 設備目的 | 設置場所 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※「自家消費（設備）」とは、発電電力を直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するために自ら消費する設備（余剰分の電力を売電するものを含む）をいう。「全量売電（設備）」とは、発電電力の全てを他者に供給し、売電収入を得るための設備をいう。

※全量売電設備については対象外になるのでご注意ください。

３　先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項に関する補足事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (1)先端設備等の導入に際し、人員削減を目的としている又は人員削減を行うものであるか。 | □該当する | □該当しない |
| (2)先端設備等の導入に際し、人員の配置転換や業務内容の変更等の処遇変更を伴うものであるか。 | □該当する | □該当しない |
| (3)(2)で「該当する」場合、当該処遇変更等により従業員の労働環境改善や心身への負担軽減、又は今後予想される人員不足や技術承継等の経営課題に予め対応するものであるなど、中長期的に見て雇用の安定に資するものに該当するか。その理由も記載してください。 | □該当する | □該当しない |
| （理由） |
| (4)公序良俗に反する取組や反社会的勢力とは関係がないか。また、計画期間内に関係を持たないか。 | □関係がなく、関係を持たない | □関係があり、関係は持つ |
| (5)町税滞納者又は町税未申告者に該当するか。 | □該当する | □該当しない |

４　全般に関する補足事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (1)中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を受ける者として、提出書類の記載内容に偽りがないこと、又は偽りによって不利益を被ることとなっても、異議を一切申し立てないことを誓約するか。 | □誓約する | □誓約しない |
| (2) 先端設備等導入計画について、内容の確認、進捗状況や結果等の調査を行う場合があります。問い合わせの窓口となる担当者及びその連絡先を記載してください。※E-mailアドレスは【必須】とします。E-mailがない場合は、FAX番号を記載してください。 | 担当部署： |
| 担当者氏名：  |
| 電話： E-mail： |

５　添付書類

　(1)太陽光発電設備を設置する場所・配置が分かる図面

　(2)直近の町税の納税証明書（町税の納付状況調査の同意書があれば省略可）

　(3)直近の決算書類（貸借対照表、損益計算書、個別注記表など）

　(4)会社案内等の事業概要が確認できる資料（パンフレットやホームページ公開資料等）